

平成 21 年度

高砂市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

高砂市監査委員

高監第35号
平成22年8月30日

高砂市長
登幸人様

高砂市監査委員
朝家修
入江正人

平成21年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成 21 年度 財政健全化審査意見書

第 1 審査の期間

自 平成 22 年 7 月 21 日
至 平成 22 年 8 月 5 日

第 2 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第 3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位 : %)

健全化判断比率	平成 21 年度 決 算	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	12.52	
②連結実質赤字比率	—	17.52	
③実質公債費比率	10.1	25.0	
④将来負担比率	119.7	350.0	

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成 21 年度においては、実質赤字を生じていないため、実質赤字比率は該当していない。

②連結実質赤字比率について

平成 21 年度においては、連結実質赤字を生じていないため、連結実質赤字比率は該当していない。

③実質公債費比率について

平成 21 年度の実質公債費比率は 10.1% (前年度 11.3%) となっており、早期健全化基準の 25.0% を下回った状態にあると認められる。

④将来負担比率について

平成 21 年度の将来負担比率は 119.7% (前年度 136.7%) となっており、早期健全化基準の 350% を下回った状態にあると認められる。

平成21年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の期間

自 平成22年7月21日
至 平成22年8月 5日

第2 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成21年度 決 算	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成21年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。

平成21年度 工業用水道事業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の期間

自 平成22年7月21日
至 平成22年8月 5日

第2 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成21年度 決 算	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成21年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。

平成21年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の期間

自 平成22年7月21日
至 平成22年8月 5日

第2 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成21年度 決 算	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成21年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。

平成21年度 下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査の期間

自 平成22年7月21日
至 平成22年8月 5日

第2 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成21年度 決 算	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成21年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。